

第3節 資格教育課程の教育内容・方法等

1. 教職課程

【到達目標】

(1) 教育課程等

本学の教職課程は「教育職員免許法」に基づいて中学校および高等学校の教育職員養成を目的に設けられている。教員養成を目的とする国立教員養成大学・学部にはみられない自由闊達な創造的教育を目指すことが本学の教職課程の方針である。教職課程のカリキュラムは教員免許法によって詳細に規定されているために、大学の独自性を発揮することは容易ではないが、学生の主体性を生かすため、「教職に関する科目」については、必修を含め19科目に及ぶ多彩な領域・内容の演習、特殊講義を設置し、学生の興味、関心、問題意識に応じて主体的に学習できるよう構成されている。今後も教育職員免許法の改正を視野に入れながら、学生の知的好奇心の育成と主体的問題意識を喚起するカリキュラム作りを目指していく。

また、免許状を取得できる学科がどのような教員養成を目指すのか、学科の目指す教育目標を体現できる教員の育成について、学部・学科と資格教育課程協議会教職課程委員会との協力体制をより強化していく。

(2) 教育方法等

教職課程においては、コミュニケーション能力や表現力の育成が重要であり、それらの能力育成が図れるような授業形態・授業方法を実践する。それは、学生の主体的な学習を導き、授業の活性化を図り、その個性を引き出すという狙いに基づくものであるが、それと同時に、教職に求められる資質の向上を図るために不可欠なものであるからである。教職に就く者は、多様な人間（学習者）たちとコミュニケーションを図り、学習を促進するような、明確かつ適切な表現を必要としているからである。従って、学生が他の学生や教員と相互に意見交換を行ったり、多様な自己表現をする機会を多く設定し、個人の意見・研究成果の発表、ディベート、グループ・ディスカッション、ロールプレイ、模擬授業、レポート（報告会）のような授業形態、方法を多く採り入れた教育を行っていく。

【現状説明】

(1) 教育課程等

本学の教職課程は、教育職員免許法の基本的理念である担当免許主義・開放制免許・現職研修重視をふまえており、各学科における取得可能な普通免許状は以下のとおりである。

本学で取得できる普通免許状の種類

学部・学科		取得できる免取得許状の種類	
		中学校（一種）	高等学校（一種）
法学部	法律学科	社会	地理歴史，公民
	自治行政学科		
経済学部	経済学科	社会	地理歴史，公民，商業
	貿易学科		
経営学部	国際経営学科	社会	公民，情報
外国語学部	英語英文学科	英語	英語
外国語学部	中国語学科	中国語	中国語
人間科学部	人間科学科	社会	地理歴史，公民
		保健体育	保健体育
理学部	情報科学科	数学	数学，情報
	化学科	理科	理科
	生物科学科		
工学部	機械工学科	数学	数学，工業
	電子情報フロンティア学科		数学，情報
	物質生命化学科		数学，工業
	情報システム創成学科		数学，情報
	建築学科		数学，工業

* 第二部は2006年度より募集停止のためここには記載しない。

本学では1998年の教育職員免許法の改正に従い、「教科に関する科目の充実」、「総合演習」科目の新設、中学校免許取得志望者の実習期間の2週間から4週間への延長などを行ってきた。「総合演習」では、教職に関する科目を担当する教員の専門性を生かした多様な内容の授業を開設（2008年度は11コマ開設）し、学生の主体的選択に供するよう配慮している。さらに、学科の専門科目である「教科に関する科目」の課程表作成にあたっては学生の選択の幅を広げることを重視している。

また、2009年度から実施される教員免許更新制度に向けて、本学では2008年度に、その試行として「英語」と「情報」の予備更新講習実施が文部科学省の認可を受け、8月に実施し好評を得た。

（2）教育方法等

教職課程を履修するにあたっては、学生の漠然とした志望をより明確にした上で、教職に関する教育を進めていく必要があるため、本学では、1年次生を対象に教職課程に関するガイダンスを複数回開催し、教職を履修することへの理解を深める。その上で、学生は教職課程を「仮登録」する。これにより、学生は初めて「教職に関する科目」（「教育原論Ⅰ・Ⅱ」、「教育心理学」）を履修することができる。学生が教職課程を「本登録」するためには、これら「教職に関する科目」の修得が登録条件となる。これにより1年間かけて学生は「教職」を目指すという意味を理解することになる。

「教職に関する科目」については、学生の所属する学部・学科に係らず、必要な科目を、どこにおいても履修できるよう配慮している。特に時間割上、所属する学部・学科

の専攻科目履修との重複などの制約を避けられるよう、夜間時間帯に配置される科目を履修できる制度を採り入れている。教職科目の講義担当者の中には中学校・高等学校、教育行政など教育現場を経験した者が少なくない。そうした現場経験者を実践的な科目に配することで、授業内容を学校現場の実情に即したものとするよう工夫している。

また、授業科目の性格に応じて、例えばボランティア体験、授業参観、学生による模擬授業など、より実践的な内容を採り入れている点が特徴である。1998年から実施されている「介護等体験」に係る事前・事後指導については、ボランティア活動との関係の深い社会教育課程の教員を中心に、障害児学校や地域の社会福祉協議会との連絡・講師依頼などの配慮をしながら行っている。

学生の教育実習期間には、学生が所属するゼミナールの担当教員と教職課程担当教員が手分けして、実習校への協力のお礼と、学生の実習状況を確認するため、実習校訪問をすでに30年以上続けて実施している。

その他の活動として、1984年度より『資格教育課程通信』を年1回発行し、教職課程等の活動報告・履修生の合格状況・学生の体験談・卒業生からの寄稿などを掲載して、教職員・協力機関及び学生に配布している。また、教育問題をテーマとする講演会・研究交流会を開催して、学内関係者・卒業生教員・附属校教員・学生にも参加を呼びかけ、情報交換と議論に努めている。

なお、教職課程指導室が開設されており、学生への指導と助言の場を確保している。ここを訪れる学生がもたらす相談内容や情報は、学生指導や授業内容の改善に役立つよう教員間、学生間へフィードバックされることも多く、指導室は学生を取り巻く状況や生活環境についての理解を深める場ともなっている。

【点検・評価】

(1) 教育課程等

教育職員免許法の規定を遵守することは当然であり、この点については法令の改正にあわせて科目の見直し、科目の追加、内容の刷新に努めている。そこに止まらず、本学としての独自性をどのように発揮するかについても、「教職に関する科目」の内容の多様性や選択必修科目を配置するなど、学生の主体的学修を導き出すものとしていることは評価できる。

「教科に関する科目」についても、学部・学科の教育目標と免許の種類との整合性を保つように努めている。しかし、本学には地理学科や歴史学科が無いため、「地理歴史(高校)」の免許取得に関しては、教養系科目から地理・歴史関係の科目をできるだけ修得するよう履修指導をすることに止まっていることなどは、学科との協力のもと改善する必要がある。

(2) 教育方法等

学生の履修指導に関しては、特に年次のはじめに教職課程指導室に教員が在室し、指導にあたるように努めている。また、履修要覧の配布、オリエンテーション・ガイダンスの実施など、教職課程を志望する学生との接触の機会を増やすことを心掛けている。

前述したとおり、教育学部を持たない大学の教職課程としては、履修方法、授業方法などにも工夫をこらして教員養成に努めてきたと言える。特に学生の教育効果を見守りながら課程登録や科目登録の条件を設定する等のきめ細やかな履修指導は効果的であった。下表のとおり、毎年着実に教員採用試験の合格者を輩出していることに、これらの結果が表れていると言えよう。

教員採用試験合格者数

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
現役	5 (1)	7 (0)	4 (1)	10 (3)	11 (4)	8 (1)
既卒	15 (0)	13 (1)	15 (1)	22 (3)	18 (1)	15 (0)
計	20 (1)	20 (1)	19 (2)	32 (6)	29 (5)	23 (1)

* ()は私立学校合格者数。内数

また、2006年度には横浜市教育委員会が指定する「パイオニアスクール横浜」の事業として、神奈川区松本中学校と本学とが計画・実施した「KMプロジェクト」が指定を受けたことは評価できる。このプロジェクトは本学の教職課程履修学生を中心として、本学学生と松本中学校の生徒が協働しての授業作りを目指すもので、本学学生が松本中学校において、様々なサポート活動をするものである。中学校・大学連携事業としても高く評価できる。

【改善方策】

(1) 教育課程等

教育課程については、大学の独自性を発揮しようとした場合には、教育職員免許法に規定される以上の努力を、免許取得を志望する学生に求めることになり、慎重を期さなければならない。しかし、教職を目指すという使命を学生が引き受ける以上、教職課程のカリキュラムとして、学部・学科の理念と教育目標に則した課程表とする必要がある。2008年度より、学修進路支援委員会内に教員養成カリキュラム検討小委員会が、さらにその専門委員会として学修進路支援部長、資格教育課程協議会委員長、各学部選出の委員各1名(計7名)、教職課程担当教員2名により構成される委員会が設置された。これら委員会では、学部・学科が考える「教員養成」のあり方と、教職課程での教育方法についての検討を始めており、「教職に関する科目」と「教科に関する科目」のより密接な連携を図っていく。特に本学には地理学科や歴史学科が無いため、「地理歴史(高校)」の免許取得に関しては、学科の理解の上で、本学で十分な教育ができる教育課程作りを進める。

(2) 教育方法等

教職課程の教員は、相対的に授業方法についての関心が強く、新しい形態やより良いと考えられる方法を積極的に採り入れている。しかし、多様な授業形態を用いた場合、それだけ指導評価が複雑になる傾向があり、時間を要するものとなっていく。しかし、学生への個別指導、多様な授業形態、新しい技術・方法の導入については今後も積極的に導入する必要があり、これらへの研鑽を進めていく。また、学生の主体的学修を導引するために、資料・教材の作成、コンピューターを使った授業などをさらに推し進める。

2. 社会教育課程

【到達目標】

(1) 教育課程等

「社会教育」は、社会教育法第2条で「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)」と規定されており、社会教育に関する職

員である「社会教育主事」は社会教育法第9条の2で「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く」とされている「専門的教育職員」（教育公務員特例法第2条第5項）である。「社会教育主事の基礎資格取得のための課程」（以下、社会教育課程）は、社会教育法第9条の4（社会教育主事の資格）の第3号「大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、1年以上社会教育主事補の職にあった者」の規定に基づき設けられている。すなわち、「社会教育に関する科目の単位」を修得して卒業した者で、卒業後、社会教育主事補の職につき、1年以上従事することにより、社会教育主事になる資格が認められるが、その基礎資格取得のために開設している課程である。

生涯学習時代を迎え、市民活動・NPO活動などへの注目が高まっている中で、社会教育の重要性はますます増大しており、これまでのように、学校教育以外の社会教育という消極的な役割ではなく、社会教育は市民の生涯にわたる教育・文化活動を積極的に担うことが求められている。従って、社会教育課程の運営にあたっては、専門職に向けての能力要請というだけでなく、広く教育・文化・スポーツ活動に関する職に求められる資質や能力の養成、また将来の市民として市民活動に積極的に関る資質を養成することを目指す。

（2）教育方法等

教育課程の目指す理念と目標をふまえ、文部科学省令「社会教育主事講習等規程」第11条に基づいて「社会教育に関する科目」を次のように開設し、教授する。

	省令科目	授業科目	単位	標準年次	要件単位			
必修科目	生涯学習概論	生涯学習論Ⅰ	2	1年次	4			
		生涯学習論Ⅱ	2					
	社会教育計画	社会教育計画Ⅰ	2	2年次	4			
社会教育計画Ⅱ		2						
社会教育演習、 社会教育実習又は社会教育課題研究		社会教育演習Ⅰ	2	3年次	4			
		社会教育演習Ⅱ	2					
選択必修科目	社会教育特講	社会教育特講Ⅰ	人権教育	2	2年次	4	2 4 以 上	
			女性学	2	2年次	以 上		
			総合演習Ⅰ	2	2年次	以 上		
		社会教育特講Ⅱ	ワークショップ論	2	2年次	4		1 2 以 上
			若者文化論	2	2年次	以 上		
			メディア・リテラシー	2	2年次	以 上		
		社会教育特講Ⅲ	地域の国際化と教育	2	2年次	4		以 上
			ボランティア活動論	2	2年次	以 上		
			カウンセリング概論	2	3年次	以 上		
		カウンセリング演習	2	3年次				

【 現状説明 】

(1) 教育課程等

社会教育課程の基本となる「生涯学習論Ⅰ，Ⅱ」、「社会教育計画Ⅰ，Ⅱ」、「社会教育演習Ⅰ，Ⅱ」を必修として、それぞれ原則として1年次・2年次・3年次に履修するように年次配当し、基礎的な理解からより専門的な知識の学修へ進むよう配慮している。こうした必修とあわせて、様々な分野への関心を喚起するとともに主体的学修の機会を保障するために、省令科目「社会教育特講Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ」の中にそれぞれ必要単位数以上の科目を設定して選択必修としている。なお、この選択必修科目の中には、教職課程の「教職に関する科目」を含む構成となっている。省令科目「社会教育特講Ⅲ」に配当されている「カウンセリング概論」、「カウンセリング演習」の単位をもって必要要件単位2科目4単位とすることは認めておらず、「地域の国際化と教育」、「ボランティア活動論」のいずれかとの組合せを選択するカリキュラムとなっている。

(2) 教育方法等

社会教育課程を履修するにあたっては、毎年4月始めに課程に関するガイダンスを開催し、「社会教育」について、その意義を学生に理解させる。学生は原則として1年次において課程登録を行ない、カリキュラムに従い科目を履修する。これら科目の履修・修得のみでなく、課程履修者全員を対象に行う、施設見学、特別講義、研修合宿等への参加を求めており、より実践的な教育内容となっている。2005年度以降の課程登録者数及び修了者数は次のとおりである。

年度	2005	2006	2007	2008
履修登録者数	16	29	30	37
修了者数	8	11	7	現時点未確定

* 第一部・第二部・大学院生・科目等履修生を含む

* 数はすべて当該年度におけるそれぞれの実数であり、相関するものではない。

1 学年当たりの課程履修者数が上記表のように20～30人前後であり、多くの授業で少人数による、学生参加型の授業が可能となっている。また、教職課程指導室を窓口にして、個別の質問に答えるなど、より細かな指導を行っている。

【 点検・評価 】

(1) 教育課程等

「社会教育に関する科目」として本学に開設している教育課程は、文部科学省令等の規定する理念・目的に適合したものであると評価できる。また、教育課程の一部の科目が選択履修できることから、個々の学生の関心に基づく主体的学修が可能であり評価できる。

(2) 教育方法等

社会教育課程の基本となる「生涯学習論Ⅰ，Ⅱ」、「社会教育計画Ⅰ，Ⅱ」、「社会教育演習Ⅰ，Ⅱ」を1年次・2年次・3年次に履修するよう配当することにより、学生は社会教育について、基礎的な理解からより専門的な知識の学修へ進むことができている。

また、省令に定める以上の科目数を選択必修として開講し、学生の主体的学修の機会を保障していることは評価できる。さらに、演習形態の科目においては、通常の授業のほか施設見学・施設実習・ボランティア活動・合宿などを組合せるなど、学習内容を

実際の生活に即するものとしていることは評価できる。

社会教育課程の授業担当者（専任1名を除いて非常勤講師）が大学以外の様々な場面での学習に関わっている者が多いため、多様な学習方法がとられていて、学生の学修を活性化し、社会的関心の深化を促していることも評価できる。

【改善方策】

（1）教育課程等

省令等に定める「社会教育主事の基礎資格取得のための課程」として開設するだけに留まらず、国際化・グローバル化する社会の変化に適切に対応していくよう、今後も教育課程を常に見直していく。

（2）教育方法等

シラバスの充実や教職課程指導室の窓口機能強化（学生への学修支援）など、学生の主体的学修ができる環境作りを推し進めていく。

3. 学芸員課程

【到達目標】

（1）教育課程等

本学の学芸員課程は1951年12月に公布された「博物館法」に基づいた学芸員養成を目的とし、1985年から開設している課程である。「博物館法」には「社会教育法の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。」とあり、この「博物館」とは、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関のうち、地方公共団体、民法第34条に定める法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置するもので第2章の規定による登録を受けたもの」（博物館法第2条）であり、具体的には美術館、郷土館、記念館、民芸館、文書館、資料館などである。これらの博物館法に定められた「博物館」には、専門的職員としての「学芸員」を置くことが義務付けられており、その職務については、「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究、その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。」とあるように、博物館機能を円滑に遂行しその専門的学術研究を基盤として、教育普及活動を進めることにある。

本学の学芸員課程は、上記目的達成のために博物館が有機的に機能することを支援できる、専門職員としての学芸員養成を目指すものである。また、本学の学部構成から、自然科学系博物館学芸員の養成も目指す課程としてさらに充実させる。

（2）教育方法等

本学の学芸員課程は、文科系・理科系それぞれの学生に対応し、各分野の基礎知識の上に専門性が高められるよう履修科目が配置されている。

横浜キャンパスの履修課程では、主として民俗資料及び文書資料を扱い得る学芸員の養成を目的としている。このことは、本学付属研究所である日本常民文科研究所において資料の収集、整理、調査研究、展示に関する基礎実習を行い得ることによるもので、本学では、これを基盤に本学博物館実習協力館での博物館実習により、さらに充実した学芸員の養成を目指している。

湘南ひらつかキャンパスの履修課程では、横浜キャンパスの課程に準じた文科系学芸員の他に、自然科学系の資料を扱い得る学芸員の養成を目的としている。自然科学系の課程では、動植物の標本作成や整理に関する基礎実習を学内でを行い、実際の標本管理・展示に関する実技・実務を本学博物館実習協力館で行うことにより、質の高い学芸員の養成を目指している。

【現状説明】

(1) 教育課程等

本学では、高度な専門性を持った博物館学芸員を養成すべく、1985年度から学芸員課程を開設し、主として本学附属研究所「日本常民文化研究所」が主体となって課程の運営にあたってきたが、大学院歴史民俗資料学研究所が開設された1993年以降は研究科担当教員が中心となって講義その他の科目を担当し、また課程の運営を行ってきた。

このため、本学の学芸員課程は、歴史・民俗系の博物館学芸員としての素養を深めるための科目を中心にカリキュラムが組まれていたが、2007年度に自然科学系の博物館学芸員養成のためのカリキュラム改正を行い、それまでの省令科目「文化史」、「美術史」、「考古学」、「民俗学」に加え、「自然科学史」、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」を課程表に追加した。

また、本学の学芸員課程の特長として博物館実習に重点を置いてカリキュラムを組んでいる。3年次に配当されている「博物館実習Ⅰ」はその内容毎に「古文書実習」、「民俗資料実習」、「自然史・文化史資料実習」として開講している。また、4年次に配当されている「博物館実習Ⅱ」はいわゆる館務実習であり、一定期間博物館に勤務することで学芸員の指導を直接に受け、学芸員の実務について学ぶものである。

学芸員課程は博物館学芸員になる資格を取得させる全学に開かれた課程である。しかし、省令科目を取得して学芸員資格を取得しただけでは、実際問題としては卒業後博物館に勤務することはできない。博物館に勤務する学芸員はその博物館の種類に応じて必ず自己の専門分野を持っており、その学問分野の専門性と学芸員としての専門性が統合されて博物館学芸員として初めて勤務できることになる。本学では本学の学部構成、学科構成を考慮しつつ、2006年度まではそれまでの基礎となってきた日本常民文化研究所の研究活動及び所蔵資料を活用して学生に専門的知識と技能を身に付けさせるようにし、人文系博物館、特に歴史・民俗系の資料館・博物館の学芸員としての素養をもつ資格者を養成すべく努力してきた。2007年度からはそれに加え、自然科学系博物館学芸員養成も始まっており、カリキュラムはもちろん、今後開講される自然科学系「博物館実習Ⅰ」、「博物館実習Ⅱ」の実習内容と専門性の連携を図っていく必要がある。

(2) 教育方法等

本学の学芸員課程は単なる資格取得を目的とした課程ではなく、博物館の学芸員としての知識・技能を身に付け、学芸員として勤務できる資格者の養成を目指している。しかし、学生の中には学芸員について十分な理解のないまま、安易な気持ちで資格取得のみを考えて履修しようとする者が見受けられる。そのような学生が生じないためには、履修登録前の事前指導が重要であると考え、1年次入学時に説明会開催し、「仮登録」を受け付ける。課程の本登録を希望する場合は、1年次の11月頃に行われる「課程登録説明会」への出席を義務付け、レポートによる審査と面接により本登録を許可している。

これは、本学博物館実習協力館数に制限されるという理由が主なものではあるが、より意識の高い学生の履修に結びついている。下表は最近5年間の課程登録者数、博物館実習登録者数、修了者数である。

年度	2004	2005	2006	2007	2008
課程登録者数	21	14	13	9	11
実習登録者数	9	9	20	7	3
修了者数	10	7	15	9	現時点未確定

*表には学部生、大学院生、科目等履修生を含む。

*数はすべて当該年度におけるそれぞれの実数であり、関連するものではない。

横浜キャンパス開講の「博物館実習Ⅰ（民俗資料実習）」、「博物館実習Ⅰ（古文書実習）」は県内・県外における博物館の見学、調査及び本学附置の日本常民文化研究所における実技、実務を実施。湘南ひらつかキャンパス開講の「博物館実習Ⅰ（自然史・文化史資料実習）」では、自然史系は理学部実験室で動植物の標本作成と整理に関する実習を行い、文化史系は県内の博物館・資料館等の見学、野外調査、CG資料の作成と展示に関する実習を行う。「博物館実習Ⅱ」は、県内を中心とした各種博物館・資料館への見学実習及び実習の協力が得られた博物館等において実務実習を行う。

【点検・評価】

（１）教育課程等

本学の学部構成は、人文系博物館の専門分野とは必ずしも対応していないので、学芸員課程を履修した学生に課程としての学問分野の専門性を高める教育を行うことは当然ながら学生の負担増となり、本来の専門との両立ができず途中で放棄せざるを得なくなる学生がいることは一つの重要な問題である。また、人文系だけでなく学芸員課程に関連する科目が学部の開講科目に必ずしも多くないことも問題であり、課程の水準を高めるためには、科目の開設増が検討される必要がある。

なお、学芸員課程で特に重視し、カリキュラムにおいても総まとめ的に4年次に配置している科目「博物館実習Ⅱ」（館務実習）の実施において、他大学との協力館確保競争が激しくなっていることは問題である。

（２）教育方法等

教育課程の目的を達成するため、事前指導から履修登録までのガイダンスを通して、本学の学芸員課程についての理解を図り、単なる資格取得希望者のための課程ではないようにする努力を重ねている。近年では、その効果が顕著に現れ、所属学部の専門とは別に、歴史・民俗についての勉強を熱心にし、高い知識と研究能力を身に付けて卒業する学生も出てきている。

教育方法上の問題点は、教育課程とも密接に結びついている館務実習受け入れ館の確保の問題がある。また、本学の学芸員課程は固有の施設を持っておらず、課程としての教育指導に種々支障が生じている。博物館に関する資料を収集保管し、各種実習のための教材を配置し、さらに課程履修学生に適切な指導を行うために、一定規模の学芸員課程室等の開設が必要である。

【改善方策】

（１）教育課程等

学芸員の育成は、これまで私立大学が大きく貢献してきた分野であるが、近年国立大学でも学芸員課程を開設する大学が多く、今後この分野での競争がますます激化するも

のと予想される。また、博物館法における学芸員資格の見直しも、その検討が俎上に上るようになってきており、学芸員課程を取り巻く環境は一段と厳しさを増してきた。

現在、多くの博物館は、学芸員に高度な専門的知識を要求し、大学院修士課程修了者を採用する傾向が顕著となってきており、時には博士号取得者の勤務先ともなっている。本学においても大学院進学後に学芸員課程を希望する学生も増加していることから、大学院生レベルの教育課程としていく必要がある。

(2) 教育方法等

館務実習受け入れ館の確保については、日頃から博物館との連絡を緊密にとり、実習生の受け入れについて、了解してもらえる条件を作るようにしている。しかし、競合校の増加などもあり、実習施設を学外の博物館等に依頼することはますます困難になると思われる。引き続き博物館等との連絡体制強化を図るとともに、学内に日本常民文化研究所を母体とし、所蔵する豊富な資料を生かすことのできる博物館施設を設置することなどを検討する。

4. 日本語教員養成課程

【 到達目標 】

(1) 教育課程等

日本語教員とは、言うまでもなく、日本語を母語としない人に日本語を教える教師のことで、日本語教育は、国際理解を深めるための基礎を培うものであり、それを推進する日本語教員には、国際的感覚と幅広い教養、豊かな人間性、日本語教育に対する自覚と情熱、日本語教育に対する専門的な知識、能力などが要求される。本学では、こうした日本語教育の専門知識、教授能力を修得させることを目的として日本語教員の養成課程を設け、本学の学生が一人でも多く国際社会に参加し、時代の要請に役立つ人材になる機会を提供するものである。

教育課程では、日本語教員として「日本語教員自身が日本語を正確に理解し的確に運用できる」資質・能力を育成し、その上で、

- 1) 言語教育者として必要とされる学習者に対する実践的なコミュニケーション能力。
- 2) 日本語ばかりでなく広く言語に対して深い関心と鋭い言語感覚。
- 3) 国際的な活動を行う教育者としての、豊かな国際的感覚と人間性。
- 4) 日本語教育の専門家として、自らの職業の専門性とその意義についての自覚と情熱。

を持つことのできるカリキュラムとする。

(2) 教育方法等

日本語教育の専門家を養成するため、個々の学習者の学習過程を把握・理解し、学習者に応じた適切な教育内容・方法を判断し、それに対応した効果的な教育を行う。

【 現状説明 】

(1) 教育課程等

本課程は、1987年に全学部の学生を対象として開設され、資格教育課程協議会日本語教員養成課程運営委員会によって運営され、教育課程の編成も同委員会で行う。

現在、日本語教員の養成は、国内では以下のような機関で行われている。

- 1) 大学の日本語学科
- 2) 学科とは別に設けられた大学の日本語教員養成課程

3) 各種学校等における日本語教員養成課程

4) 大学院における応用言語学専攻、言語教育専攻など

本学の日本語教員養成課程は、この2)にあたる。

教育課程としては、2000年に「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が報告書としてまとめた『日本語教育のための教員養成について』の内容に基づき構成している。つまり、教育内容の領域として、「社会・文化に関わる領域」、「教育に関わる領域」、「言語に関わる領域」の3つの領域からなり、それぞれはあえて明確な線引きを行わず、段階的に緩やかな関係と捉え、また優先順位を設けずいずれも等価と位置づける。さらに、その領域の区分として、「言語」、「言語と教育」、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」の5つの区分としている。

「言語」の区分において、外国語や学習者の母語（第一言語）に関する知識、対照言語学的視点からの日本語の構造に関する知識、そして言語使用や言語発達及び言語の習得過程等に関する知識を有し、それらの知識を活用する能力を育成する。

「言語と教育」の区分において、日本語の教授に関する知識・能力として、過去の研究成果や経験等を踏まえた上で、教育課程の編成、授業や教材等を分析する能力があり、それらの総合的知識と経験を教育現場で実際に活用・伝達できる能力を育成する。

「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」の区分において、日本語教育の背景をなす事項として、日本と諸外国の教育制度や歴史・文化事情に関する知識や、学習者のニーズに関する的確な把握・分析能力を育成する。

(2) 教育方法等

本課程の履修は登録制としている。1年次の始めに日本語教員課程仮登録説明会を開催し、日本語教員についての理解を促し、仮登録を受け付ける。本登録は2年次とし、課程登録人数は30人程度としている。この2年次の本登録については、選考を行っている。選考方法は、1年次の総合成績、1年次の外国語科目の成績、各種検定試験（漢字検定、英語検定、日本語能力試験等）の取得状況等に基づいて行っている。この定員設定（選考）の主な理由は、4年次に行う教育実習の受け入れに制限があるからであるが、意識の高い学生が履修するという効果も発生する。このような選考結果として、2～4年次までの対象者として、90名程度が本課程を履修する。

4年次に学外の教育機関で日本語教育実習を実施する。この日本語教育実習に参加するためには、学生は教育実習のためのガイダンスに2年次に1回、3年次に1回、4年次に5回程度参加することが義務付けられている。また、3年次までの所定の単位を取得した学生（必修12単位、選択必修8単位を修得済みで、実習の年度内に卒業見込み、課程修了見込みの者）が日本語教育実習の登録ができ、実習先は、本人の希望と3年次までの履修状況の審査のうえ決定する。実習参加希望者は前述したガイダンスの他に、5回程度の「特別講演会」への参加が義務付けられている。最近5年間の課程登録者数、実習登録者数、修了者数は次のとおりである。

年度	2004	2005	2006	2007	2008
課程登録者数	25	29	20	30	18
実習登録者数	15	11	13	16	8
修了者数	12	11	11	14	現時点未確定

*学部生、大学院生、科目等履修生を含む

*数はすべて当該年度におけるそれぞれの実数であり、関連するものではない。

実習受け入れ先として現在は、国内2校（日米会話学院、飛鳥学院）を確保しており、それ以外に海外実習を適宜実施している。実績としては、2005年、2006年にハンガリーのカーロリ・ガーシュパールカルビン派大学で実施し、合計11人の学生が参加している。

学生の相談窓口として、日本語教員養成課程指導室を設置し、①履修に関する指導・アドバイス、②図書・雑誌等の閲覧・貸出し、③授業での課題準備、④実習準備に関する指導・アドバイス、⑤教材研究に関する指導・アドバイス、⑥日本語教員の採用・公募の情報提供等を行っている。

【点検・評価】

(1) 教育課程等

教育課程としては、2000年に「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が報告書としてまとめた『日本語教育のための教員養成について』の内容に基づき、社会状況の変化や日本語教育学をはじめとした関係学問の成果を踏まえ、社会言語学やコミュニケーション学に関する科目などをカリキュラムに取り込んでいる。また、日本語教育における現代的な課題や日本語学習者の学習需要の多様化に対応し、画一的な「標準的な教育内容」ではなく、選択必修科目・選択科目を多数開講しており、「基礎から応用にいたる選択可能な教育内容」としていることは評価できる。また、2007年度には湘南ひらつかキャンパスで開講されている科目を課程表に追加し、履修の便宜を図っている。

今後は語学修得用コンピュータシステム（CALLシステム）の導入などが進む状況を見すえ、日本語教育においても情報メディアを活用できる能力を育成するカリキュラムとしていく必要がある。

(2) 教育方法等

厳格な選考による課程登録制は、意識の高い学生を生み出す効果があり、評価できる。

本課程への希望者をできる限り受け入れるためには、教育実習の受け入れ先確保が必要であるが、毎年受け入れ先との交渉による面もあり、その人数などが安定的でない。また、日本語教員養成課程という性格から、海外での実習が理想であるが、受け入れ先確保や費用面（学生負担）、安全管理などの面から恒常的な実施となっていない。

【改善方策】

(1) 教育課程等

現在のカリキュラムが2009年度に完成年度となることから、その結果を精査し、次のカリキュラム改正を目指す。情報メディアを十分に活用できる能力の育成や、より多様化の進む社会に対応できる教育内容を取り込むものとする。

また、国の「留学生30万人計画」が実施されれば、留学生の増加は必定であり、その中には母国に帰って日本語教育を行う留学生も考えられることから、留学生を対象とし

たコースの設定なども検討する。

(2) 教育方法等

日本語教員としての実践的な教育能力を習得させるためには、教育実習が極めて重要であることに留意し、日頃から受け入れ先との連携を今後も緊密にしていく。また、そこにとどまらず新たな教育実習方法を考えていく。例えば、本課程の教育実習を留学生用に関講されている日本語クラスを使って行ない、ここで相互に学び、教え合うなどのコミュニケーション活動を実践する方法も考えられる。

また、海外実習の実施については、2007年にベトナムの現地視察を行っており、今後も調査を継続し、早期に再開する予定である。